

第9章 介護サービスの実施目標

平成23年度における介護サービス目標量を算定するために、人口推計や要介護認定者数の将来推計を行い、「高齢者アンケート調査」や「在宅要介護認定者アンケート調査」等の結果を参考としながら、サービス目標量を設定しました。

1 人口、要介護認定者数の推計

(1)人口の推計

平成23年度における市の人口は、住民基本台帳人口を基にコーホート法で推計しました。

この結果、平成23年度の総人口は51,608人、65歳以上の高齢者人口は14,769人で、高齢化率は28.6%となり、平成20年3月末の26.2%から2.4ポイント上昇すると推計しました。

【人口推計】

区 分	H21	H22	H23
40歳未満	19,995	19,539	19,083
40～64歳	18,315	18,034	17,756
前期高齢者（65～74歳）	7,659	7,725	7,789
後期高齢者（75歳以上）	6,505	6,742	6,980
高齢者（65歳以上）合計	14,164	14,467	14,769
人口総数	52,474	52,040	51,608
高齢化率	27.0%	27.8%	28.6%

(2)要介護認定者数の推計

目標年次（平成23年度）における要介護認定者数の推計は、平成18年度以降の実績などを基に、国が示したワークシート（サービス量の見込等の算出手順）により推計したものであり、認定者数2,303人で高齢者人口の15.6%となっています。

また、要介護度別の推計では、要支援2が494人と最も多くなっています。

【要介護認定者数の推計】

(単位：人)

区 分	H21	H22	H23
要支援 1	326	337	349
要支援 2	462	478	494
要介護 1	353	366	379
要介護 2	303	313	324
要介護 3	252	262	271
要介護 4	234	243	251
要介護 5	220	227	235
計 ①	2,150	2,226	2,303
高齢者人口 ②	14,164	14,467	14,769
認定割合 ①/②	15.2%	15.4%	15.6%

【介護度別の状態像】

判定結果	状態像
自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

(3) 日常生活圏域（地域包括支援センターの圏域）の見直しについて

平成18年4月、介護保険法が改正され、日常生活圏域毎に地域包括支援センターを設置しました。

日常生活圏域の設定にあたり、当市の市街地は、鷺別地区、幌別地区、登別地区、登別温泉地区の4地区に分かれていることから、この地区を基本に地理的条件等を考慮し、登別地区と登別温泉地区を一つの地区とし3つの圏域としました。

しかし、現圏域では、鷺別及び幌別地区と登別・登別温泉地区の高齢者人口に開きがあり、各地域包括支援センターの業務量に差異が生じています。

そのため、各圏域の高齢者人口が同程度となるよう見直しを行うことで各地域包括支援センターの業務量の平準化を図り、高齢者に関する問題などに迅速に対応できる体制とします。

なお、見直しは、平成21・22年度の2か年で段階的に行います。

【平成21年度の圏域】

圏域名	地域包括支援センター	町名 (平成20年度以前の圏域)	町名 (平成21年度の圏域)
登別東部	ふれあい登別	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、幸町	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、幸町、 札内町、新栄町、幌別町、中央町
登別中部	ゆのか	札内町、新栄町、幌別町、中央町 、千歳町、常盤町、来馬町、柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉾山町、川上町、桜木町、緑町、青葉町、大和町	千歳町、常盤町、来馬町、柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉾山町、川上町、桜木町、緑町、青葉町、大和町、 若山町
登別西部	けいあい	若山町 、富岸町、新生町、栄町、若草町、美園町、上鷺別町、鷺別町	富岸町、新生町、栄町、若草町、美園町、上鷺別町、鷺別町

【平成22年度以降の圏域】

圏域名	地域包括 支援セン ター	町 名 (平成21年度の圏域)	町 名 (平成22年度以降の 圏域)
登別 東部	ふれあい 登別	カルルス町、上登別町、 登別温泉町、中登別町、 登別東町、登別本町、 登別港町、富浦町、幸町、 札内町、新栄町、幌別町、 中央町	カルルス町、上登別町、 登別温泉町、中登別町、 登別東町、登別本町、 登別港町、富浦町、幸町、 札内町、新栄町、幌別町、 中央町、千歳町、常盤町、 来馬町
登別 中部	ゆのか	千歳町、常盤町、来馬町、 柏木町、富士町、片倉町、 新川町、鉾山町、川上町、 桜木町、緑町、青葉町、 大和町、若山町	柏木町、富士町、片倉町、 新川町、鉾山町、川上町、 桜木町、緑町、青葉町、 大和町、若山町、富岸町
登別 西部	けいあい	富岸町、新生町、栄町、 若草町、美園町、上鷺別 町、鷺別町	新生町、栄町、若草町、 美園町、上鷺別町、 鷺別町

2 介護サービスの目標量及び整備目標

(1) 居宅サービス

① サービス目標量の算定方法

居宅サービスの目標量は、国が作成したワークシートに基づき、高齢者人口の伸び、過去の実績、要介護認定者アンケート結果、介護サービス事業所の意向等を参考に算定しました。

【居宅サービス利用者数の推計（居住系サービス除く）】 (単位：人)

区 分	H21	H22	H23
要支援1	205	206	212
要支援2	332	337	347
要介護1	223	219	225
要介護2	185	177	179
要介護3	104	98	98
要介護4	57	51	44
要介護5	32	29	27
計	1,138	1,117	1,132

② サービス目標量及び整備目標

介護保険制度における居宅サービスは、国が定めた基準に基づき、北海道等が指定する指定居宅介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等により提供されています。

今後、ますます需要の増大が予想されることから、必要な事業者の参入や育成に努めます。

【居宅サービス目標量】

区 分	単 位	H21	H22	H23
訪問介護	人/年	6,361	6,239	6,310
訪問入浴介護	回/年	967	874	798
訪問看護	回/年	7,545	7,121	6,909
訪問リハビリテーション	回/年	1,299	1,254	1,246
通所介護	人/年	7,143	7,007	7,098
通所リハビリテーション	人/年	3,260	3,188	3,229
福祉用具貸与	人/年	3,529	3,383	3,352
短期入所生活介護	日/年	4,073	4,594	4,563
短期入所療養介護	日/年	4,515	4,262	4,171
居宅療養管理指導	人/年	640	655	670
特定施設入居者生活介護	人/月	57	118	133
居宅介護支援(計画作成)	人/年	13,127	12,897	13,066
福祉用具購入	件/年	190	200	230
住宅改修	件/年	200	220	240

※ 居宅サービス目標量は、要介護認定者数の推移や、施設サービス・居住系サービスの施設整備等により増減します。

(2) 地域密着型サービス

① サービス目標量の算定方法

地域密着型サービスの目標量は、国が作成したワークシートに基づき、高齢者人口の伸び、過去の実績、要介護認定者アンケート結果、介護サービス事業所の意向等を参考に算定しました。

また、一定規模の事業量がないとサービスが供給できないものもありますので、本計画では供給可能なサービスを計画しています。

② サービス目標量及び整備目標

地域密着型サービスは、平成18年度から創設されたもので、国が定めた基準やその基準の範囲内で市が定めた基準に基づき、市が指定する指定地域密着型サービス事業者等により提供されます。

このサービスは、介護を必要とする人が住みなれた地域での生活を支えるためのもので、需要の増大が見込まれることから、必要な事業者の参入や育成に努めます。

また、現在市内にサービス事業所のない認知症対応型通所介護施設及び、小規模多機能型居宅介護施設について、新規事業所の参入に努めます。

【地域密着型サービス目標量】

区 分	単 位	H21	H22	H23
認知症対応型共同生活介護	人/月	72	99	117
認知症対応型通所介護	人/年	45	44	44
地域密着型特定施設入居者生活介護	件/年	12	29	29
小規模多機能型居宅介護	件/年			5

(3) 施設サービス

① サービス目標量の算定方法

施設サービスの目標量は、国が作成したワークシートに基づき、高齢者人口の伸び、過去の実績、要介護認定者アンケート結果、介護サービス事業所の意向等を参考に算定しました。

② サービスの目標量及び整備目標

介護保険制度における施設の介護保険サービスは、国が定めた基準に基づき、北海道が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設により提供されます。

この目標値は、国の参酌標準、施設待機者状況、介護保険料算定への影響等を考慮しながら総合的に判断し算定しています。

当市における施設整備につきましては、利用者見込数、サービス提供施設の施設整備意向、施設待機者状況、介護療養型医療施設の転換等を考慮しながら、本計画においては老人保健施設の増床を目標として設定しており、その実現に向けて努めてまいります。なお、市内施設で対応できない利用者については、今後も広域により対応することとします。

【施設サービス目標量】

区 分	単位	H21	H22	H23
介護老人福祉施設	人/月	130	130	130
介護老人保健施設	人/月	190	190	221
介護療養型医療施設	人/月	60	60	60

【市内施設整備目標量】

区 分	現在	増床目標	H23 末
介護老人福祉施設	100		100
介護老人保健施設	100	29	129
介護療養型医療施設	120	△90	30
介護療養型老人保健施設	0	130	130
認知症対応型共同生活介護	72	45	117
特定施設入居者生活介護（移行分含む）	50	202	252
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	29	29

③ 国の参酌標準との比較

第4期介護保険事業計画策定にあたり国が示した参酌標準と本市の見込量を比較します。

〈参酌標準1〉

要介護2～5の認定者に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合→平成26年度において37%以下とすることを目標とする。

〈参酌標準2〉

入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合→平成26年度において70%以上とすることを目標とする。

区 分	H21	H22	H23	H26
参酌標準1	45.9%	48.5%	51.4%	43.3%
参酌標準2	58.4%	59.7%	61.1%	64.3%

平成26年度において、参酌標準1、2とも目標値に達していませんが、本市の実情に応じた目標設定としており、今後、参酌標準値に近づけるよう施設整備等をすすめてまいります。

(4) その他

① 横出しサービス・上乗せサービス

市町村は、介護保険法の対象外となるサービスを独自に給付対象とすることもでき、これを「横出しサービス」といいます。

また、居宅介護サービス費等について、厚生労働大臣が定める支給限度額を超える額を基準額として条例に定めることができ、これを「上乗せサービス」といいます。

これらの財源は、第1号被保険者の保険料で賄うため、保険料増加の要因となり、また、「横出しサービス」の対象としている各種サービスは地域支援事業で実施することなどから、「横出しサービス」・「上乗せサービス」について、本計画では実施しないこととしました。

② 介護保険制度の普及啓発

介護保険制度は、制度発足から9年が経過し、市民の理解が深まってまいりましたが、更なる理解と協力を得ることが必要であることから、介護保険制度の趣旨普及に努めます。